

## ○石垣市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱

平成25年7月22日

告示第145号

改正 平成27年1月9日告示第13号

石垣市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱(平成24年石垣市告示第121号)の全部を改正する。

### (趣旨)

第1条 この要綱は、太陽光を利用した発電システムを設置した者に対し、予算の範囲内において、石垣市住宅用太陽光発電システム設置補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、石垣市補助金等交付規則(平成6年石垣市規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助金の目的)

第2条 この補助金は、住宅用太陽光発電システムを設置し、使用する者に対して、設置に要した費用の一部を補助することにより、化石燃料代替エネルギーの導入を促進し、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減するとともに、環境保全についての意識啓発を図り、もって地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

### (対象システム)

第3条 この要綱に定める補助金の対象となる住宅用太陽光発電システム(以下「対象システム」という。)とは、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆流ありで連系し、かつ、当該設備を構成する太陽電池モジュールの最大出力の合計値又はインバーターの最大出力が10kw未満のシステムであること。
- (2) 設置前において、使用に供されたものでないこと。
- (3) リース契約によるシステムでないこと。
- (4) 電力会社と電力受給契約を締結しているものであること。

### (補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 対象システムの設置工事が完了し、電力会社との受給契約日が、事業実施前年度の10月1日から当該事業実施年度の9月末までに該当すること。
- (2) 次のいずれかに該当する個人であること。
  - ア 本市において自ら居住する住宅(事務所、店舗、その他これらに類する用途を兼ねるも

のを含む。)に対象システムを設置した者

イ 本市において自らの居住の用に供するため、新築した住宅に対象システムを設置した者

ウ 本市において自ら居住の用に供するため、対象システムを設置した新築住宅を購入した者

- (3) 本市の市税(国民健康保険税を含む。)を滞納していないこと。
- (4) 同一世帯で過去に本市の対象システムの補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 対象システムを設置する建物が、自らの所有物でない場合は、書面により所有者の承諾を受けていること。
- (6) 対象システムの稼働状況について、市への情報提供に協力できること。
- (7) その他市長が必要と認める要件を満たすこと。

(平27告示13・一部改正)

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費の範囲は、別表に掲げる項目の設置に係る費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、1件あたり3万円とする。

(申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 対象システムの設置に係る契約書、内訳書等の写し
- (2) 対象システムの設置に要した費用に係る領収書の写し
- (3) 対象システムの設置状況を示す写真(カラー写真に限る。)
- (4) 電力会社との電力受給契約書の写し
- (5) 申請者の住民票の写し
- (6) 申請者の市税等の滞納がないことを証明する書類(義務履行証明書)
- (7) その他、市長が必要と認める書類

2 交付申請の受付期間は、市長が別に定める。

3 交付申請書及び添付書類の提出は、市長が別に定める場所に持参することとする。

(平27告示13・一部改正)

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必

要に応じて現地調査を行い、その内容が適正と認めるときは、補助金の交付を決定(以下「交付決定」という。)する。ただし、前条第2項の受付期間内の申請件数が予算の範囲を超えた場合は、非公開による抽選により交付決定を行うものとする。

- 2 市長は、補助金の交付決定をしたときは、補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「交付決定通知書」という。)により、申請者へ通知するものとする。
- 3 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、その旨を補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者へ通知するものとする。

(補助金の請求等)

第9条 前条第2項の規定による通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、速やかに補助金交付請求書(様式第4号。以下「請求書」という。)により補助金の交付を請求しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により提出された請求書を審査し、適正と認めるときは、補助事業者に補助金を交付する。

(交付の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8条第1項の規定による交付決定を取り消すことができる。この場合において、市長は、補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により、補助事業者へ通知するものとする。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

- 2 市長は、石垣市補助金等交付規則第18条又は前項の規定により交付決定を取り消す旨の決定をしたときは、交付した補助金の全部又は一部を補助金返還命令書(様式第6号)により、補助事業者に返還を請求するものとする。

(報告)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、対象システムの設置状況について報告を求めることができる。

(手続代行者)

第12条 申請者は、第7条の手続きについて、対象システムを販売する者等(以下「手続代行者」という。)に対し、これらの手続きの代行を依頼することができる。

- 2 手続代行者は、依頼された手続きについて誠意をもって実施するものとし、当該手続きの代行を通じて知り得た情報は、石垣市個人情報保護条例(平成13年石垣市条例第24号)の規定により取り扱うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年告示第13号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第5条関係)

太陽電池モジュール

架台

接続箱

直流側開閉器

インバーター

保護装置

発生電力量計

余剰電力販売用電力量計

配線及び配線器具